



楽しかったこと、悲しかったこと、思い出、地域のできごと、イラストやマンガ、エッセイ、サークルのお誘い、趣味や宝物、広報へのご意見・ご感想などどしどしお寄せください。

公民館講座「コケ玉づくり」参加者を募集します

●教育課文化振興係

昨年開催し、参加者から好評をいただいた「コケ玉づくり」講座を今年も次々とおり行います。ぜひご参加ください。
●とき 1月20日(土) 午前9時30分から正午まで

●ところ 中央公民館

●参加料 1千円

●定員 25人(定員になり次第締め切り)

●募集期間 1月9日(火)から16日(火)まで。時間は午前9時から午後5時まで。(土・日は除く)

●持参するもの はさみ(※汚れてもよい服装でご参加ください)

●問い合わせ 教育課文化振興係 ☎42局7200番まで

人権子ども会に参加しませんか

●鞍手町教育委員会

町では、少年期における人権意識の向上をめざす人権教育啓発活動として、鞍手町人権子ども会を開催しています。人権学習や自学学習、様々な体験学習を行っており、現在、平成30年度の参加者を募集しています。
●くらて人権なかよし子ども会 ▼とき 毎週月曜日の午後4時30分から6時30分まで ▼ところ 舟川隣保館 ▼対象者 新延小学校・剣北小学校・剣南小学校・古月小学校の児童

●やひろ人権なかよし子ども会 ▼とき 毎週水曜日の午後4時30分から6時30分まで ▼ところ 八尋集会所 ▼対象者 西川小学校・室木小学校の児童

●鞍手中学生人権子ども会 ▼とき 毎週月曜日の午後6時30分から8時30分まで ▼ところ 舟川隣保館 ▼対象者 鞍手中学校生徒

●問い合わせ 教育課生涯学習係(中央公民館内) ☎42局7200番まで

鞍手室木の地に産声を上げ早くも四十数年が過ぎました。あつという間でしたが、幼女時代はおてんば娘だったような…。中高時代はバレーボールに明け暮れる日々を大病も患うことなく過ごせて来られました。

心をしました。が、何しろすべてが初めてのこと、何から手をつけていいやら…。その時親身に相談に乗っていたのが商工会の方や役場の方、そして地域の方々でした。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

多い日々ですが、毎日頑張っています。今夏、豪雨で甚大な被害を受けた朝倉地区へボランティアで少しでもと思い参加してきました。一日も早い復興をお祈りしています。

リレーエッセー

晴れたらいいね。

福本小百合さん(室木・48歳)

VOL 226

今になって思えば健康で来られたことに一番の感謝は両親です。

四十代始め接客の仕事をしたが、鞍手の地で頑張る決心がついた時、ふと食べ物でお客様を笑顔にできればと、思いついたのが饅頭でした。饅頭で笑顔ををモットーに一大決

そして商品名はお客さまに「福」が訪れるように「福ちゃん饅頭」です。人伝いに新しいお客様もたくさんできました。今では、北九州、直方、遠賀、宗像のスーパでも販売しています。一朝一夕ではできないことばかりで、助けをもらうことが

これからの感謝の気持ちを忘れず、に何事にも前向きに頑張っていきます。

今回は、藤井美奈子さん(新延)です。

広報ぎやらりー

すてきな作品をお待ちしています

ねんど細工や絵、書、紙細工、陶芸、俳句、短歌など自慢の一品は、ありませんか。「広報ぎやらりー」では、紙面を彩るあなたの作品をお待ちしています。作品についての100字以内の感想もお願いします。役場政策推進課 ☎42局2111番まで、ご連絡ください。

クラフト

お正月の洋風寄せ植えです。石粉粘土でかごを創作し、中にハーブ、葉ボタンなどを植え付けました。横にあるミニハウスは、モルタル(セメント)で作成しました。(縦60cm、横30cm)

森恵津子さん(新北)



●鞍手町教育委員会
ゴルフアーたちの愛情に感謝!!
鞍手町ふれあいチャリティゴルフ大会のチャリティ金の一部として、毎年、教育委員会に寄付をいただいておりますが、今年も12月3日に行われた同大会から10万円の寄付をいただきました。
この貴重な寄附金は、来年度、町内6小学校に入学する新1年生121人へ贈る防犯ブザーの購入等、安全・安心対策の一環として有効に活用させていただきます。参加された皆さまの温かいご支援に心から感謝いたします。



年収130万円未満の 国民健康保険の加入者は…… 社会保険の被扶養者になれる場合があります

被扶養者になるためには、主に被保険者（下の図の本人）の収入で生活していることが必要です。その基準としては、被扶養者となる人の年間収入が130万円（60歳以上や障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満でなければなりません。

●被保険者と同居でも別居でもよい人
①配偶者②子、孫③弟、妹④父母など直系の尊属

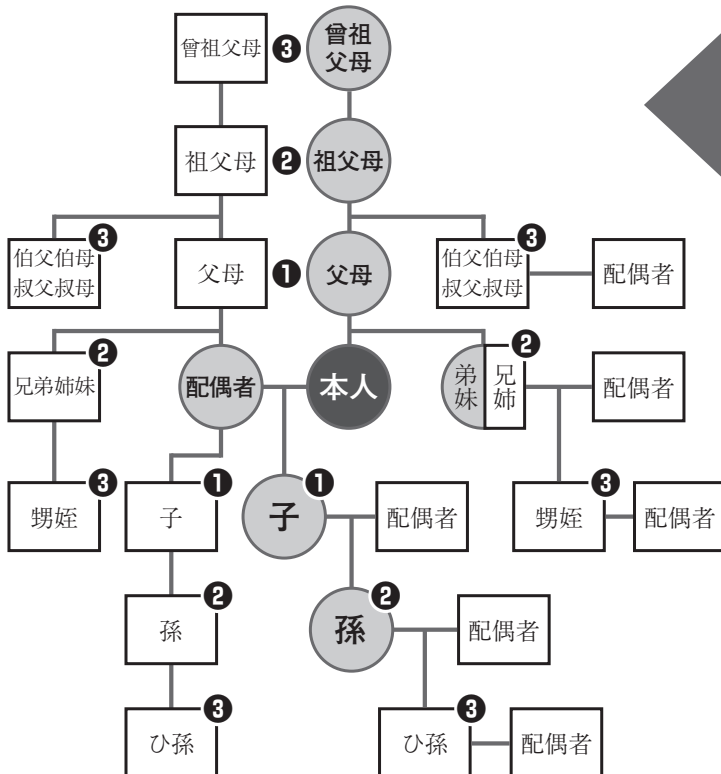
●被保険者と同居が条件の人
①前記以外の3親等内の親族②被保険者の内縁の配偶者の父母や子③内縁の配偶者が死亡した後の父母や子

家族の社会保険に被扶養者として加入しても、その保険料が上がることはありません。該当すると思われる場合は、家族の職場の健康保険担当者にご相談ください

●社会保険の被扶養者になったとき
14日以内に役場保険健康課国保年金係で国民健康保険の資格喪失手続きをしてください。手続きの際には印かん、社会保険の保険証、国民健康保険証が必要ですよ

被扶養者の範囲 (3親等の親族図)

白抜き数字は、親等数です。○の人は、主に下図の本人の収入で生活していることが必要です。□の人は、主に下図の本人の収入で生活し、かつ下図の本人と同居していることが必要です。



被扶養者として社会保険に加入できるのは、左の図の3親等内の親族であることが第一の条件となります。

